

# 就労訓練促進事業業務委託仕様書

埼玉県（甲）が受託者（乙）に委託する業務内容は、次のとおりとする。

## 1 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

## 2 業務達成目標

履行期間内に、県内の支援対象者（3の(1)で定める支援対象者をいう。以下同じ。）のうち30人以上に就労訓練事業をあっせんする。また、就労訓練事業所を10以上確保する。

## 3 内容

### (1) 支援対象者

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある者（以下「生活困窮者」という。）及び生活保護受給者のうち、就職氷河期世代をはじめとした社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする者

(2) 乙は、就労支援に関し「自立相談支援事業の手引き（平成31年3月29日付け社援地発 0329 第9号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知別添1）」に基づき業務を実施するものとする。

(3) 乙は、甲と協議の上、支援対象者に関する、以下の相談・支援業務を専門の職員（以下、「就労訓練コーディネーター」という。）を配置して行う。

この業務は、県内自治体の自立相談支援機関及び福祉事務所等と緊密に連携し、職業訓練支援員事業及び生活困窮者就労準備支援事業と一体的に実施することとする。

ア 就労体験・就労訓練事業所の情報提供に関すること。

イ 就労体験・就労訓練事業のあっせん・マッチングに関すること。

ウ 関係機関との連携・調整に関すること。

(4) 乙は、甲と協議の上、県内自治体の自立相談支援機関及び福祉事務所等に対して、以下の業務を行う。

ア 生活困窮者就労訓練事業の普及啓発・利用促進に関すること。

イ 就労体験・就労訓練事業所の開拓及び情報提供に関すること。

ウ 就労体験・就労訓練事業所の見学会に関すること。

エ 就労体験・就労訓練事業との連絡調整に関すること。

オ その他関係機関との連携・調整に関すること。

(5) 乙は、甲と協議の上、就労訓練コーディネーターが行う業務につき、以下の項目について甲に報告する。

- ア 就労訓練コーディネーターの勤務状況に関する事。
  - イ 支援対象者への支援に係る進捗状況に関する事。
  - ウ 生活困窮者就労訓練事業の普及啓発等の進捗状況に関する事。
  - エ 事業に必要なとなる規程の作成に関する事。
  - オ 事業実施計画の策定に関する事。
  - カ その他事業の成果測定に必要なとなる資料の収集・作成に関する事。
- (6) 乙は、本業務の拠点となる事務所（以下、「事務所」という。）を設置する。事務所には、個人情報漏えい等の事故防止に係る対策をとるものとする。
- (7) 事務所における就労訓練コーディネーターの配置人数は表1のとおりとする。
- ただし、業務の実施に当たり、効率的な支援を行うために有効と判断される場合は、甲、乙協議により、委託の範囲内で就労訓練コーディネーターの配置人数を別途定めることができるものとする。

表1 配置人数

就労訓練コーディネーター	1人
--------------	----

- (8) 相談・支援業務は、支援対象者の居宅若しくは居所、市町村役場、市町村社協、入所施設、事務所、福祉事務所、ハローワーク又は就労訓練事業所等の関係機関において行う。なお、相談・支援業務に際しての就労訓練コーディネーターの交通手段は、乙が確保するものとする。

#### 4 就労訓練コーディネーターの実施体制

配置する就労訓練コーディネーターは、令和7年3月末日時点で、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 厚生労働省及び県が実施する就労支援員養成研修、又は就労準備支援事業従事者研修を受講し、修了証を受けた者
- (2) 下のアからエまでのいずれかの資格を有する者
  - ア キャリアコンサルタント
  - イ 産業カウンセラー
  - ウ 社会保険労務士
  - エ その他、アからウまでと同等以上の能力を有していると認められる資格
- (3) 民間企業等における職務経験を5年以上有する者
  - ※ 職業紹介を主たる業務とする企業や総務・人事担当課等に勤務し、職業紹介や採用業務等の職務経験を有する者であることが望ましい。
- (4) (1) から(3) までと同等以上の能力を有していると認められる者

#### 5 勤務時間等

- (1) 勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで  
ただし、午後零時00分から午後1時00分は休憩時間とする。
- (2) 勤務日数 242日 ※支援員1人当たりで積算

(土日祭日、12月29日から1月3日までを除く。)

※ 勤務時間等については、所定の時間・日数を元に、業務の実態にあわせ、甲、乙協議により別途定めることができるものとする。

## 6 委託料

(1) 委託料には次のものが含まれる。

ア 人件費

イ 事務所借上費用（敷金、保証金は含まない。）

ウ 交通費

エ 通信費

オ 事務機器賃貸借費用（レンタル又はリース）

カ 就労訓練コーディネーター用パソコン賃貸借費用（レンタル又はリース）

キ その他事務費

(2) パソコンを賃貸借する場合及び賃貸借した事務機器をネットワークに接続する場合は、ウイルス対策、アクセス制御及び情報漏えい対策をはじめとする必要なセキュリティを確保すること。

## 7 委託料の支払

甲は、乙に対して、年2回概算払により委託料を支払う。

支払いの時期については、令和7年4月以降及び令和7年10月以降とする。

## 8 報告

乙は、甲及び福祉事務所に対して、当月に係る委託業務の活動状況を、翌月末日（令和8年3月分については、令和8年3月31日）までに、甲が指定する電子媒体により、甲が指定する手段で報告すること。

## 9 特記事項

(1) 乙は、業務を遂行する上で、これに携わる職員を管理監督するとともに、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」第66条、第67条、第176条及び第180条の規定の内容を周知し、特に個人情報の保護及び漏えい防止に関しては周知徹底を図ること。

(2) 乙は、業務上知り得た事項を他人に漏らし、又はこれを本業務以外に使用してはならない。また、相談・支援業務等のデータは紛失等が決してないよう、鍵付き金属書庫にて厳重に保管すること。

また、業務に使用した情報システム機器を廃棄、リース返却等する場合、機器内部の記憶装置から、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にする措置を講じることとし、物理的な破壊又は磁気的な破壊を確実に行うこと。

なお、委託業務が終了する場合の電子事務機器における残存データに関しても必ず

責任を持って対応し、それに起因する漏えいに関しては履行期間外でも責任を負うこととする。

- (3) 甲は、乙がこの契約において個人情報の取扱いが不適切と認めたときは契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。
- (4) 甲は、就労訓練コーディネーターが本業務の遂行に支障をきたすと判断した場合は、年度途中であっても、乙に対して当該就労訓練コーディネーターの変更を要求できるものとし、乙は速やかにこれに従うものとする。
- (5) 乙は甲に対し、就労訓練コーディネーターの名簿を、業務受託後速やかに提出する。業務受託期間中に、就労訓練コーディネーターの変更があった場合には、直ちに変更名簿を提出するものとする。
- (6) 甲は、本業務中における就労訓練コーディネーターの事故については一切責任を負わないものとする。

## 10 その他

この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関して必要な事項は、甲、乙が協議して決定するものとする。